



(新)地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業

福島県エネルギー課

事業目的

- 県内の特定の需要家への電力供給及び地域への貢献を目的とする再エネ発電設備及び蓄電池の導入支援等を通じ、再エネの導入拡大、地域における利活用及び地域の活性化を推進する。

事業概要

(1) 設備導入事業

① 対象者：以下の要件を満たす再エネ設備等を導入する事業者

- 固定価格買取制度又はフィードインプレミアム制度を利用しない事業であること(非FIT・非FIP)。
- 県内に事業所等の需要地を有する需要家※が8年以上にわたって再エネ設備等による発電量の7割以上に相当する量の電気を県内の需要地にて利用する※契約が締結されること。

※ $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{需要家は市町村又は法人(県外法人含む)とし、複数での申請も可とする} \\ \cdot \text{オフサイトPPA(第三者所有モデル)方式に限る} \end{array} \right\}$

- 売電収入の一部(3%以上)について、再エネ設備等が立地する市町村と協議の上、立地地域周辺の地域活性化に活用すること。
- 各種関係法令のほか再エネ特措法に基づくガイドライン等を遵守すること。

② 補助対象経費

- 設計費、設備費、工事費、土地造成費、接続費

③ 規模要件 (【 】は自治体連携型)

- 太陽光発電：500kW以上※～1,000kW未満【2,000kW未満】
※500kW未満の複数発電所による合算可(最低30kW以上/平均50kW以上)
- 風力発電：250kW以上～1,000kW未満【上限なし】
- バイオマス発電：100kW以上～1,000kW未満【上限なし】
- 小水力発電：100kW以上～1,000kW未満
- 地熱バイナリー発電：100kW以上～1,000kW未満【上限なし】
- 蓄電池：発電設備出力と同等以下

④ 補助額

- 補助率) 再エネ設備 1/2 以内、蓄電池 1/3 以内
- 上限額) 10億円又は以下のいずれか低い額
 - ・ 再エネ：出力(kW) × 発電種別ごと単価(万円/kW)※ × 1/2以内
 - ・ 蓄電池：容量(kWh) × 20万円/kWh × 1/3以内

(2) 計画策定事業 ※事業可能性調査

- #### ① 対象者：再エネ設備等(太陽光発電を除く)を導入する実施計画を策定する事業者

※(1)の設備導入事業に向けた検討を行う事業が対象

- #### ② 補助対象経費：業務費(調査・設計・検討等を行うために必要な経費)

③ 補助額

・ 補助率：1/2以内 ・ 上限額：1,000万円

